

兵庫県介護福祉士・社会福祉士修学資金と高等教育の修学支援新制度  
との併給に伴う減額調整の申告書

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会会長 様

私は、高等教育の修学支援新制度の入学金および授業料等の減免が決定し、減免額と兵庫県介護福祉士・社会福祉士修学資金と合算した結果、減額調整が発生しますので申告します。

記入日 令和 年 月 日

養成施設名 \_\_\_\_\_

貸付番号 \_\_\_\_\_

借受者氏名 \_\_\_\_\_

【自己負担額（減額調整額）計算書】

使 途	必要金額 ①	高等教育の修学支 援新制度の減免額 (給付見込み額) ②	介護福祉士・ 社会福祉士 修学資金 ③	自己負担額 (減免調整額) ①- (②+③) < 0 ※合計金額(太枠)が 0未満の場合、申告が 必要です。
入学金(1年生のみ) (入学準備金)	円	円	入学準備金 円	円
授業料等学納金 <sup>※1</sup> (修学費用(年額))	円	円	修学費用(年額) 円	円
その他 <sup>※2</sup> ( )	円	円	円	円
<b>合計金額</b>	円	円	円	<b>円</b>

※1「授業料等学納金」には今年度(令和6年4月～令和7年3月)における授業料、実習費、教材費、参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の必要経費を含めて記載してください。併せて必要経費の根拠書類ならびに授業料減免決定通知等を提出してください。

※2「その他」には上記以外で修学にあたり必ず必要とされる費用があれば、具体的な使途・金額を記入してください(生活費や引越し費用等は除く)。

※3 受験対策費、就職準備金は、併用可能なので、記載不要です。

【生活費加算対象者のみ・給付型奨学金の給付額】

月額	給付期間	給付額合計(年額)
円	年 月 ~ 年 月	円

※ 修学費用と併せて、生活費加算の貸付を受ける場合に限り、年間の給付額を記入してください。給付型奨学金と生活費加算は併給ができません。